


表紙共7枚

仕様書番号 第 13 号
作成年月日 令和6年3月22日
作成者 座間駐屯地業務隊
管理科 営繕班
防衛技官 山中璃音

11号建物屋上防水改修工事

陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科

業務隊長	管理科長	営繕班長	基地対理保管	財	作成者
					
工事件名	11号建物屋上防水改修工事			四面番号	1/7
種別	表紙			縮尺	
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科				令和6年3月22日	

仕様書

- 1 件名
11号建物屋上防水改修工事
- 2 場所
神奈川県相模原市南区新戸2958番地 陸上自衛隊座間駐屯地内
- 3 概要
屋上防水改修工事 (POX工法: 266.98㎡、M4AS工法: 261.19㎡、L4X工法: 7.35㎡) 1式
- 4 一般事項
- (1) 本工事は、本特記事項によるほか「各種公共建築工事標準仕様書 (最新版) 及び各種公共建築改修工事標準仕様書 (最新版)」に基づき実施するものとする。
 - (2) 工事実施に際して関係法令及び諸規則を遵守するものとする。また、工事現場及び許可された場所以外の無断立入は厳禁とする。
 - (3) 請負者は仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
 - (4) 本工事に際して仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施するものとする。また、軽微な変更が生じた場合はその都度監督官と協議を行い、その指示に従うものとする。その際、請負金額及び工期等の変更は行わないものとする。
 - (5) 請負者は本工事に際して、機器及び施設等を汚破損した場合は、請負者の責任により原形に復旧するものとする。
 - (6) 工事実施に際して、安全帽、安全靴、手袋等の着用、2m以上の高所では墜落制止用器具を使用し、安全管理には十分留意するものとする。工事終了後は現場の整理整頓及び清掃を実施するものとする。
 - (7) 工事写真は、着工前、使用材料、各作業工程、隠ぺい等となる部分、完了後及び監督官の指示する場所を撮影し、工事完了後に整理したものを1部提出するものとする。
 - (8) 請負者は官側が指示する様式に従い、必要書類を作成し遅滞なく監督官へ提出するものとする。
 - (9) 本工事で使用する電気及び水については、請負者が準備するものとする。やむを得ず使用する場合は監督官と協議の上、請負者負担で計器を設置し、使用料を監督官側の規定により支払うものとする。ただし、試運転調整に係るものは除くものとする。
 - (10) 現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負者が負うものとする。
 - (11) 請負者は現場代理人及び作業員をもって体制を組むものとする。
ア 「現場代理人」とは、契約の履行、作業員の指揮監督、関係部署との連絡調整業務等について統括し、請負業者が監督官に申し出た作業責任者をいう。
作業実施にあたっては、十分な安全対策を行い、作業員に対しては機会あるごとに注意喚起するものとする。
イ 「作業員」とは現場代理人の指揮監督に従い、本工事に従事する者をいう。
 - (12) 工事期間中、現場代理人は工事現場に常駐し、上記現場管理を徹底すると共に、監督官の指示を確実に遂行できる状態を確保するものとする。
 - (13) 工事実施時間は平日0830~1700までとし、土曜日、日曜日及び祝日の作業は原則として実施しないものとする。なお、作業時間の超過が予想される場合は事前に申し出るものとする。
 - (14) 本工事で発生した発生材のうち、金属屑及び監督官が指示する屑については、材質ごと分別及び計量後、全て監督官へ引渡すものとし、監督官が指示する場所に集積するものとする。その他全ての廃棄物については、産業廃棄物処理としてマニフェストE票の写しを工期内に監督官に提出するものとする。

- (15) 座間キャンプ内への入門に際しては、在日米陸軍が定める関係規則に従い以下のとおりとする。
ア 本工事を実施する作業員及び車両については、本工事期間中の座間キャンプ内への入門にかかる申請を官側で実施するため、請負者は契約後に、氏名等監督官が指示する事項を記載した書類を速やかに提出するものとする。

イ 本工事を実施する作業員及び車両のうち、アにおける入門にかかる申請を実施していない作業員及び車両が座間キャンプ内に入門する場合は、請負者は監督官に速やかに通報するとともに、座間キャンプ内への入門までに別途監督官が指示する書類等を事前に準備し、在日米陸軍に提示又は供託できるようにすることとする。

ウ イにおいて供託できる書類等は以下に掲げるものとする。ただし、現住所と記載内容が一致しない場合は供託できない。また(ウ)については、本籍地住所が記載された六カ月以内に発行した住民票の写しを併せて提示できるようにすることとする。

- (ア) 自動車運転免許証
- (イ) パスポート
- (ウ) 住民基本台帳カード又はマイナンバーカード (顔写真が添付されているものに限る)

エ 各項において要する書類等の取得及び作成にかかる費用及び事務作業費については請負者の負担とし、監督官が指示する事項を満たせなかった場合の契約期間延長及び契約金額変更等は認めないものとする。

5 特記事項

- (1) 工事実施に際して、着工前に大気汚染防止法に基づくアスベスト事前調査を実施するものとする。なお、該当建物の建設年月日は、平成14年8月1日であり、有資格者による書面調査及び目視調査を実施するものとする。
- (2) 工事実施の際は、常に良好な状態を維持し、十分に養生を施すものとする。
- (3) 本工事において、火気を使用又は作業で火花等が発生する場合、火気等の取り扱いに十分注意し、作業後は、十分に点検を行い、異常がないことを確認するものとする。
- (4) 工事実施に際して、現場にて事前調査を十分に行い、既設設備との関連事項、使用する材料、及びその他必要事項を詳細に検討するものとする。
- (5) 本工事に使用する材料については、本仕様書に定める品質及び性能他、通常有すべき品質及び性能を有する新品 (仮設材料及び本仕様書に記載された撤去後に再使用するものを除く) とする。また、特記事項及び図面に製造元等参考記載がある場合においては、当該記載事項の同等品以上のものとする。尚、特記なきものについては、産業標準化法に基づく日本産業規格「JIS」又は日本農林規格等に関する法律に基づく日本農林規格「JAS」とする。
- (6) その他、細部については各種公共建築工事標準仕様書 (最新版) 及び各種公共建築改修工事標準仕様書 (最新版) に基づくものとし、色合いや柄等は、あらかじめ監督官に提出した見本帳又は見本塗板により、監督官の指示に従うものとする。
- (7) 本工事に必要な工具、計器類及び消耗品は請負者負担とする。
- (8) 本工事中に異常を発見した場合は速やかに監督官に報告し、請負者は監督官の指示を受けるものとする。また、別途、経費を必要とする修繕箇所が発生した場合は、書面にて監督官に報告し、その見積書を添付するものとする。
- (9) 万が一、本工事が原因で機器の作動に不具合が生じた場合は、その不具合に対し、請負者の負担により対応するものとする。
- (10) 工事完了後、部品及び施工上の欠陥とみられる不具合の発生について請負者は、1年間その責を負うものとする。
- (11) 防水工事の保証期間は10年とし、製造者、施工者及び受注者の三者の連名による保証書を監督官に2部提出するものとする。

検 印	
検査官	作成者
(印)	(印)

工事件名	11号建物屋上防水改修工事	図面番号	2/7
種 別	仕 様 書	総 尺	
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		令和6年	3月22日

(12) 仮設工事

ア 2階屋上テラス

(ア) 墜落事故防止対策は、JIS A 8971 (屋上工事用足場及び施工方法) の施工標準に基づく安全手すり (屋上防水改修専用) とし、人の墜落及び物の落下等の防止対策を十分に実施するものとする。

イ 2階庇

(ア) 墜落事故防止対策は、JIS A 8971 (屋上工事用足場及び施工方法) の施工標準に基づく枠組本足場 (手すり先行方式)、建地幅900mmとし、人の墜落及び物の落下等の防止対策を十分に実施するものとする。

(イ) 足場を設ける際は、建物の出入口をふさがないようにするものとする。

ウ 3階屋上

(ア) 墜落事故防止対策は、JIS A 8971 (屋上工事用足場及び施工方法) の施工標準に基づく安全手すり (屋上防水改修専用) とし、人の墜落及び物の落下等の防止対策を十分に実施するものとする。

(イ) 資機材搬入用の足場は、2階屋外テラスに設け、JIS A 8971 (屋上工事用足場及び施工方法) の施工標準に基づく枠組本足場 (手すり先行方式)、建地幅900mmとし、人の墜落及び物の落下等の防止対策を十分に実施するものとする。

(13) 防水工事

ア 降雨又は降雪が予想される場合、下地の乾燥が不十分な場合、気温が著しく低下した場合、強風又は高温の場合、その他防水に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、施工をしない。

イ 降雨等に対する養生方法は、下記による。

(ア) 降雨等のおそれがある日は、既存の防水層及び外部に面するシーリング材の撤去等の作業をしない。

(イ) 1日の作業終了後は、原則として、降雨等に対して漏水のないようにシート等の養生を行う。

ウ 防水改修工法は下表による。

施工場所	既存防水工法	改修防水工法
2階屋上テラス	歩行用アスファルト防水 (押エコンクリートt80) A-2	POX工法 (平面部X-1) (立上り部、架台X-2)
2階庇	アスファルト露出防水 D-2	M4AS工法 (AS-T2)
3階屋上	アスファルト露出防水 D-2	M4AS工法 (AS-T2)
ハト小屋	ケイ酸質系塗布防水	L4X工法 (X-2)

エ 施工要領等

(ア) POX工法 (2階屋上テラス)

a 既存の防水層の立上り部は、撤去すること。

b 保護層部の伸縮目地においては、シーリング再充填工法により改修を行う。

c 保護層部の伸縮目地においては、施工に先立ち、簡易接着性試験を行う。ただし、同じ材料の組合わせで実施した試験成績書がある場合は、試験を省略することができる。

d ルーフドレンや防水下地材等との取合においては、防水下地材に応じた適切なシーリング材で措置を講ずる。

e ルーフドレンにおいては、既設ドレン撤去後に改修ドレンを設ける。

f 脱気筒の設置場所については、通行の支障とならない場所で監督官と調整するものとする。

g 既存保護層の処理においては、既存下地に付着している異物のケレン後に全面をデッキブラシ等で清掃を行う。なお、平面部は高圧水洗いを行う。

h 既存下地においては、公共建築改修工事標準仕様書に基づき十分に下地調整を行う。

i 手すり基礎においては、下地調整後、ウレタンゴム系塗膜防水を行う。

(イ) M4AS工法 (2階庇及び3階屋上)

a 既存の防水層の立上り部は、撤去すること。

b ルーフドレンや防水下地材等との取合においては、防水下地材に応じた適切なシーリング材で措置を講ずる。

c ルーフドレンにおいては、既設ドレン撤去後に改修ドレンを設ける。



d 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去においては、デッキブラシ等で水洗いを行う。なお、平面部は高圧水洗いを行う。

e 既存下地においては、公共建築改修工事標準仕様書に基づき十分に下地調整を行う。

(ウ) L4X工法 (ハト小屋)

a 既存塗布防水層表面においては、デッキブラシ等で水洗いを行う。なお、平面部は高圧水洗いを行う。

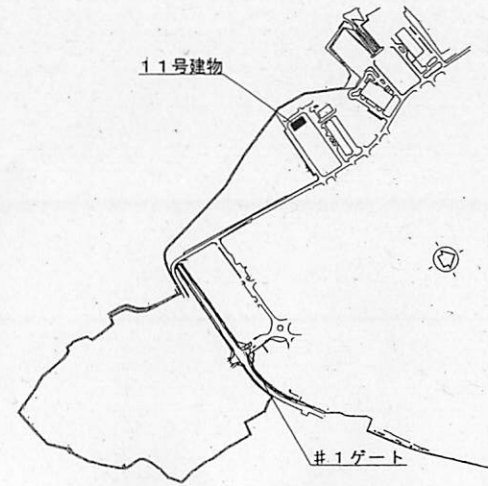
b 既存下地においては、公共建築改修工事標準仕様書に基づき十分に下地調整を行う。

検 印	
検 査 官	作 成 者
	

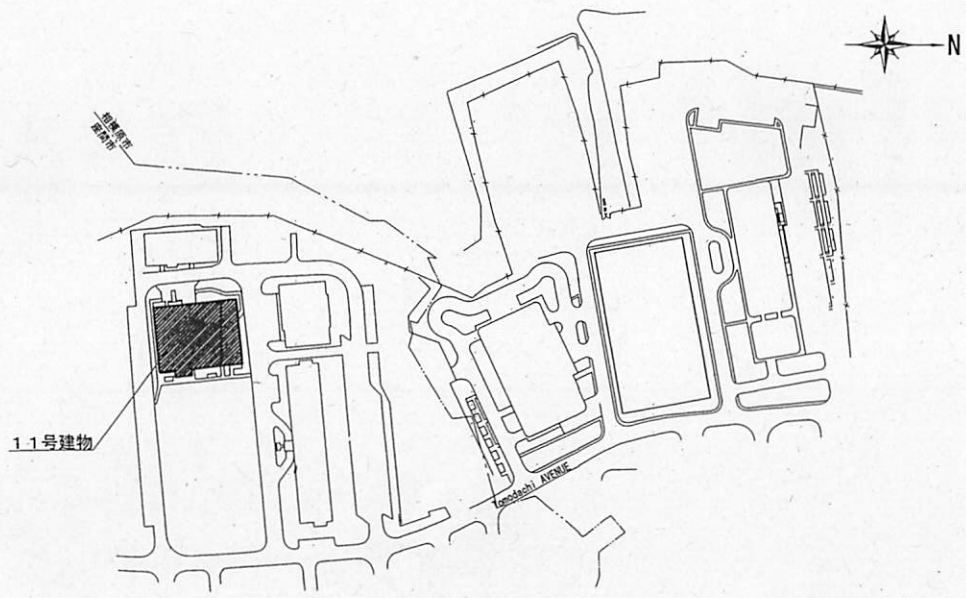
工事件名	11号建物屋上防水改修工事	図面番号	3/7
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		令和6年	3月22日



案内図 1/X



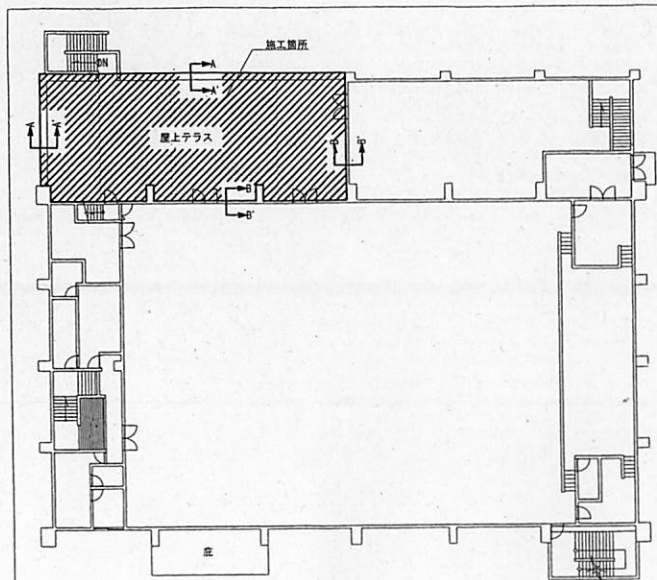
配置図 1/X



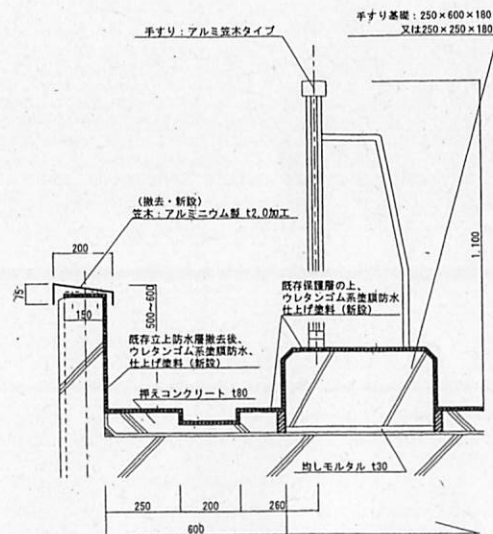
駐屯地内配置図 1/X

工事件名	11号建物屋上防水改修工事	図面番号	4 / 7
種 別	案内図、配置図、駐屯地内配置図	縮 尺	
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		検 査 官	作成者
		令和6年	3月22日

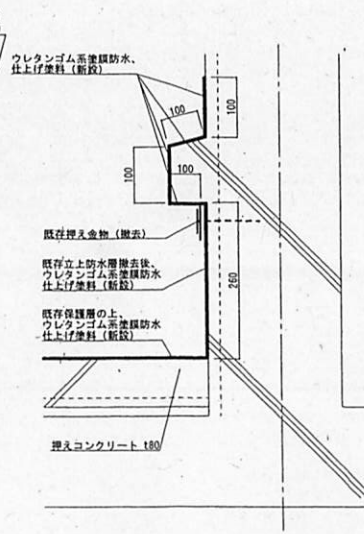
検 印	
検査官	作成者



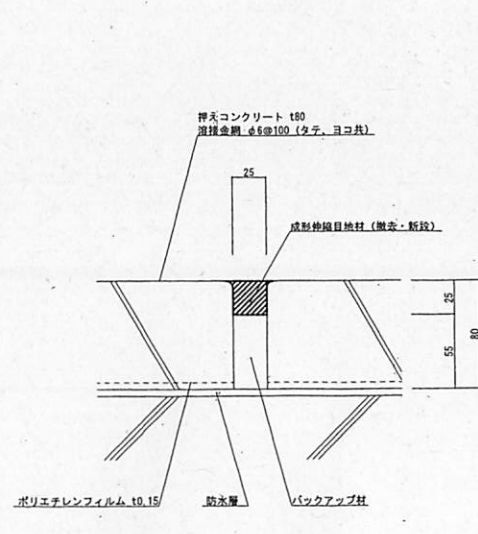
2階平面図 1/400



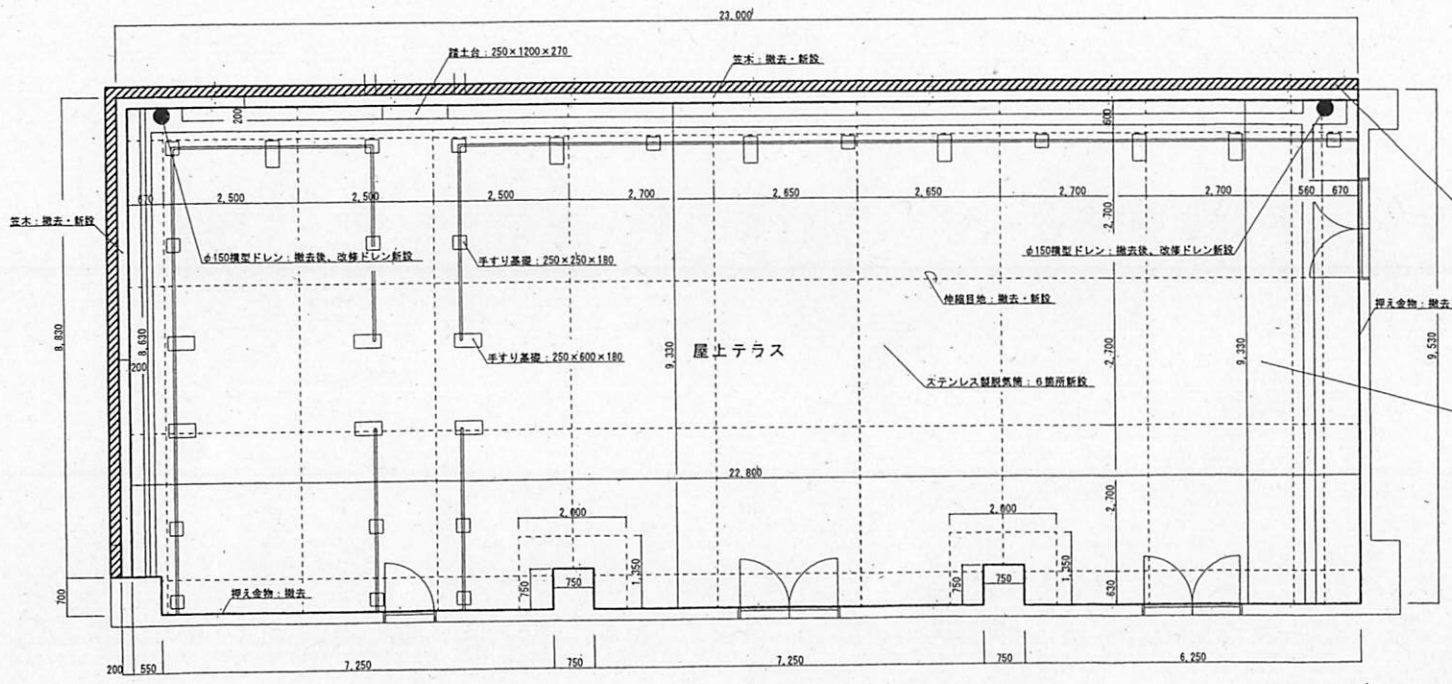
A-A'断面図 1/X



B-B'断面図 1/X



伸縮目地詳細図 1/X



屋外テラス詳細図 1/100

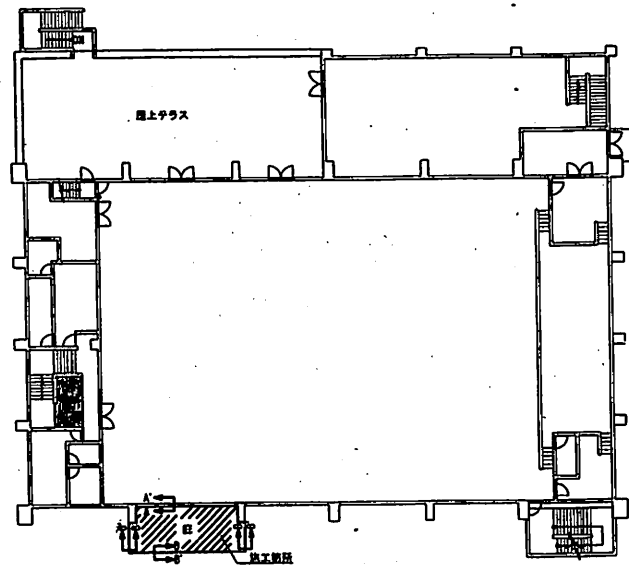
【既存】
 既存防水工法: 歩行用アスファルト防水 (押えコンクリートt80) A-2
 コンクリート打放し (CFE)
 【改修】
 改修防水工法: POX工法 (種別: 平面部X-1、立上り部X-2)
 層出し、養生、整理清掃後片付け、高圧水洗い、
 下地調整、ウレタンゴム系塗膜防水、仕上げ塗料

【施工数量】

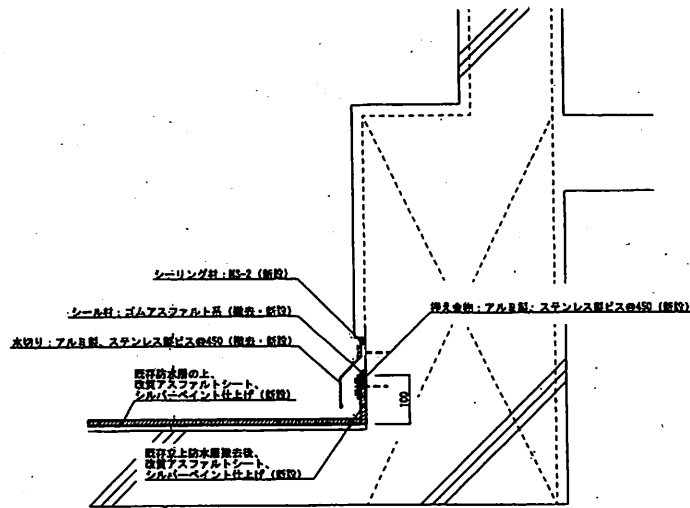
平面部	211.21㎡
立上部	45.69㎡ (パラペット平面部含む)
手すり基礎部	9.35㎡
踏み台部	0.74㎡
伸縮目地 (撤去・新設)	191.20m
押え金物 (撤去)	35.83m
芯木 (撤去・新設)	31.83m
改修ドレン (撤去・新設)	2.00箇所
脱気栓 (新設)	6.00箇所

検印	
検査官	作成者

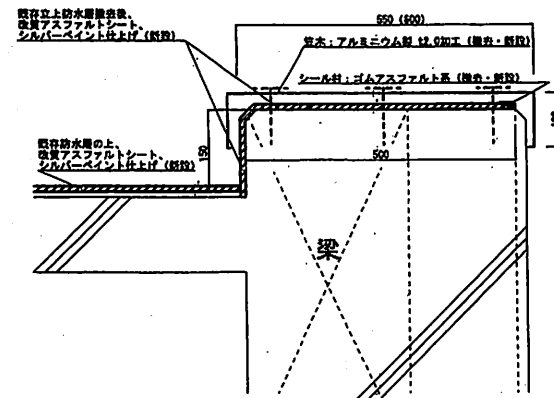
工事件名	11号建物屋上防水改修工事	図面番号	5/7
種別	2階平面図・詳細図・断面図	縮尺	
陸上自衛隊座間駐屯地業務隊管理科		令和6年	3月22日



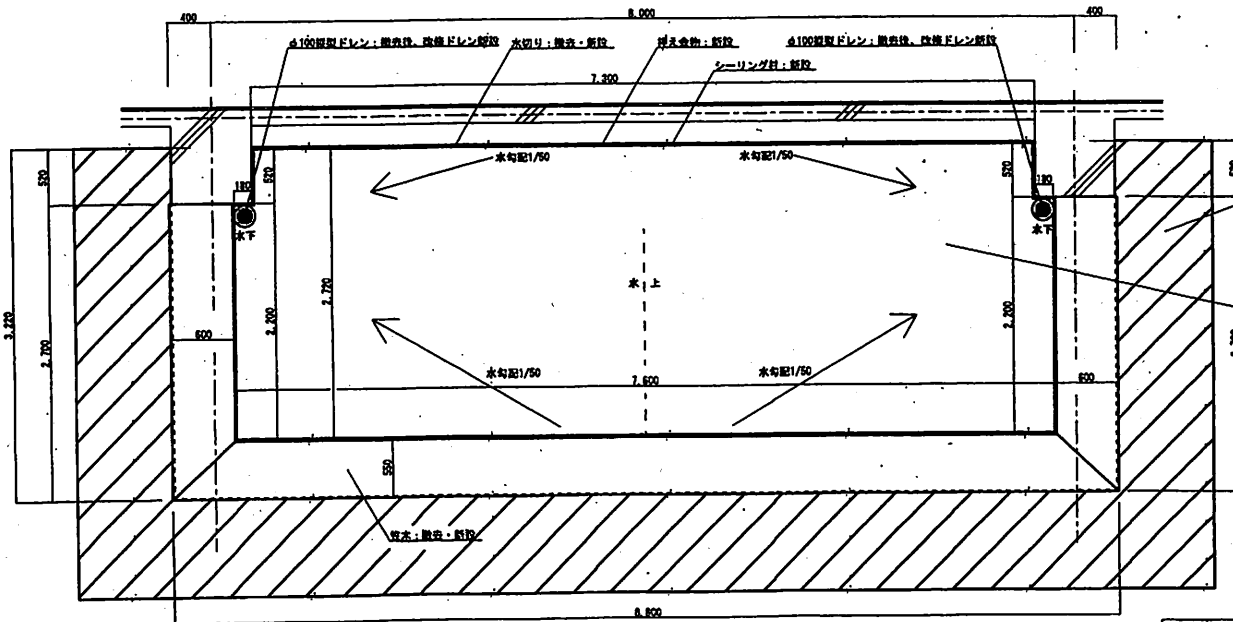
2階平面図 1/400



A-A'断面図 1/X



B-B'断面図 1/X



底詳細図 1/50

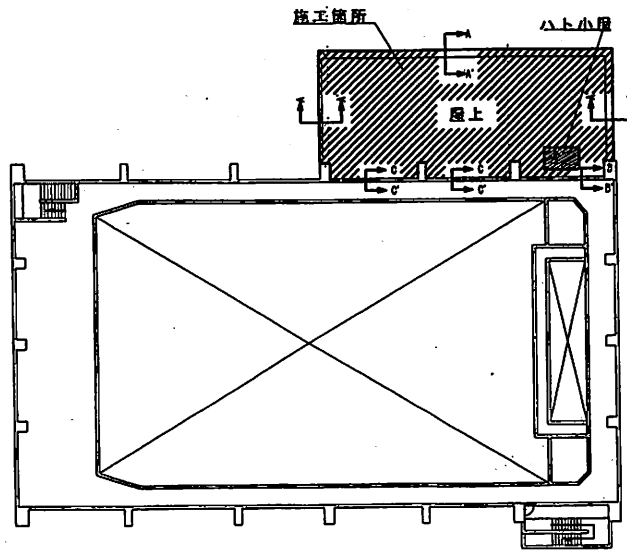
【仕様】
 排水方式 (手すり巻方式): 最高高さ4,000mm、埋込深900mm
 地上防水層平面 (付着不適用)
 構造部材 (付着水気阻害、メッシュシート)
 【既存】
 既存防水工法: アスファルト系防水 D-2
 コンクリート金網仕上げ、シルバーペイント
 【改修】
 改修防水工法: R4AS工法 (種類: AS-12)
 漏出し、養生、遮理剤保護膜付付、高圧水洗い、
 下地処理、改質アスファルトシート、仕上げ塗料

【施工数量】

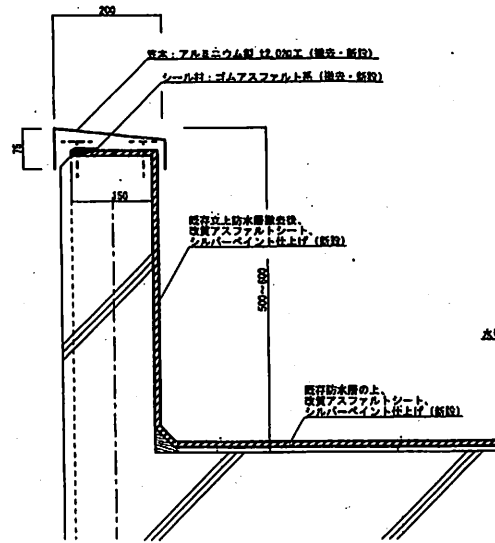
平面積	20.44㎡
立上り部	8.27㎡ (バラベツ平面部含む)
弾丸金物 (新設)	8.70m
水切り (撤去・新設)	8.70m
シーリング材 (新設)	8.70m
断水 (撤去・新設)	14.20m
改修ドレン (撤去・新設)	2.00個

工事件名	11号棟物屋上防水改修工事
種別	2階平面図・詳細図・断面図

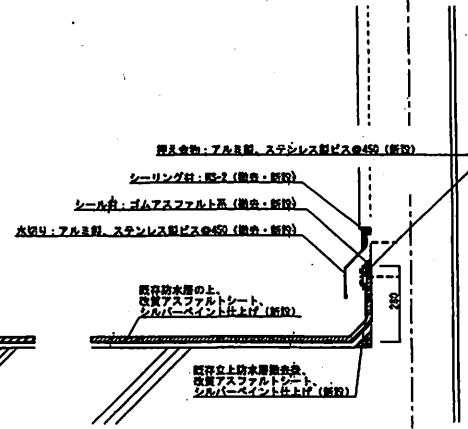
検印	
検査官	作成者
図面番号	6 / 7
縮尺	
令和6年 3月22日	



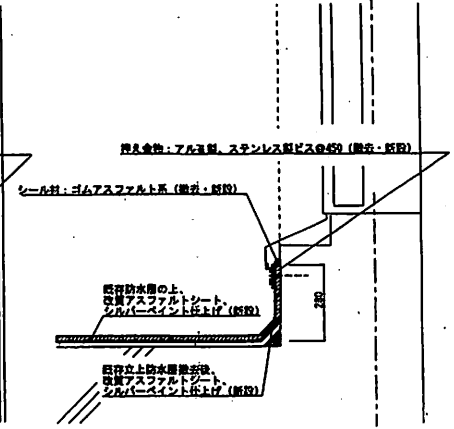
3階平面図 1/400



A-A'断面図 1/X



B-B'断面図 1/X



C-C'断面図 1/X

【現場1】
特異な形状 (手すりなし方式)、最高高さ4.400m、建地幅300cm
屋上防水層 (既存・改修)
構造躯体 (既存・改修)

【施工数量】

平面図	194.38㎡
立上り部	54.38㎡ (パラベント)
ハト小屋立上り部	2.69㎡ (平面割合含む)
押入食物 (撤去)	20.50㎡
押入食物 (新設)	54.20㎡
水切り (撤去・新設)	19.80m
シーリング材 (撤去・新設)	19.80m
葺木 (撤去・新設)	39.44㎡
改修ドレン (撤去・新設)	2.00個
既設部	2.00個

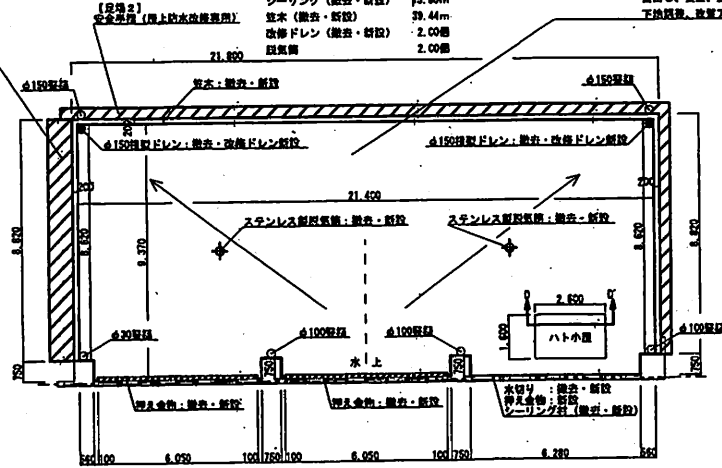
【既存】
既設防水工法 : アスファルト層防水
コンクリート躯体仕上げ、シルバースペースト

【改修】
改修防水工法 : ①LAC工法 (部材: AS-72)
撤出し、養生、裏面清掃後片付け、高圧水洗い、
下地調整、改修アスファルトシート、仕上げ塗料

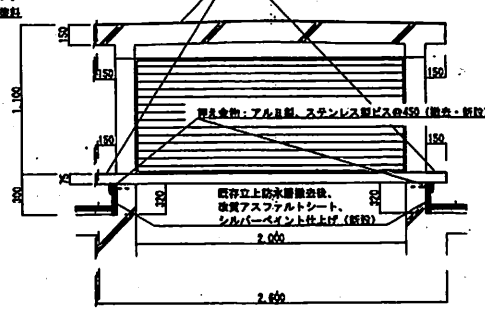
【既存】
既設防水工法 : ケイ酸系接着布防水
コンクリート躯体仕上げ

【改修】
改修防水工法 : LAC工法 (部材: S-2)
撤出し、養生、裏面清掃後片付け、水洗い、
下地調整、ウレタン系接着布防水、仕上げ塗料

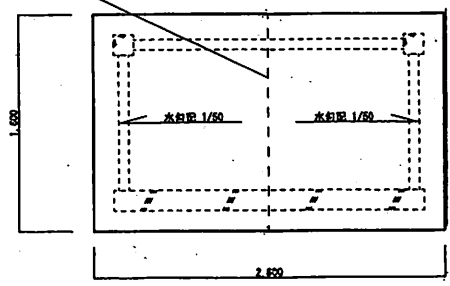
【施工数量】
平面図 7.35㎡



屋上詳細図 1/50



D-D'断面図 1/40



ハト小屋詳細図 1/40

工事件名	11号建物屋上防水改修工事	図面番号	7/7
種別	3階平面図・詳細図・断面図	縮尺	
陸上自衛隊座間駐屯地業務務隊管理科		令和6年 3月22日	

検印	
検査官	作成者